欧州委員会によるブラジルにおける個人データの適切な保護に関する規則（EU）2016/679 に基づく実施決定ドラフトに関する意見書 28/2025

バージョン 1.0

2025 年 11 月 4 日採択

エグゼクティブサマリー

2025 年 9 月 5 日、欧州委員会は、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」）による個人データの適切な保護に関する実施決定ドラフト（以下「決定案」）の採択に向けた手続きを開始した。

2025 年 9 月 5 日、欧州委員会は欧州データ保護会議（以下「EDPB」）に意見を求めた。EDPB によるブラジルの保護水準の十分性評価は、決定案自体の審査に加え、ブラジル当局の公式ウェブサイトで公開されている文書の分析に基づいて行われた。

EDPB は、ドラフト決定の GDPR[1] 全般的な側面の評価と、法執行及び国家安全保障を目的として EEA から移転された個人データへの公的機関によるアクセス、並びに EEA 内の個人が利用可能な法的救済措置に焦点を当てた。EDPB はまた、ブラジルの法的枠組みの下で提供される保護措置が整備され、効果的に機能しているかどうかも評価した。

[2]EDPB はこの作業において、2017 年 11 月 28 日に第 29 条作業部会が採択し、2018 年 2 月 6 日に EDPB が最終改訂・採択した「十分性基準」（Adequacy Referential）及び監視措置に関する欧州基本保証に関する EDPB 勧告 02/2020 を主要な参照資料として使用した。

EDPB は、データ保護枠組み、特にブラジルの一般データ保護法（LGPD）と、ブラジルデータ保護庁（ANPD）が大統領令及び拘束力のある規則として発出した規定が、GDPR 及び欧州司法裁判所の判例法と密接に整合した要件（原則、データ主体の権利、移転、監督及び救済に関するものを含む）を確立していることを肯定的に評価する。（Agencia Nacional de Proteção de Dados、以下「ANPD」）が発行する大統領令及び拘束力のある規制が、GDPR 及び欧州連合司法裁判所（以下「CJEU」）の判例法と密接に整合する要件（原則、データ対象者の権利、移転、監督及び救済に関するものを含む）を確立していることを高く評価する。

EDPB はまた、欧州委員会がドラフト決定においてブラジル法制度の特定側面を明確化し、その動向を注視すべきであると結論付けた。

説明責任の原則及びデータ保護影響評価（DPIA）の要件に関して、EDPB は、処理が自然人の権利及び自由に高いリスクをもたらす可能性がある場合に DPIA を実施する義務、並びに DPIA が処理の必要性及び比例性の評価を包含することが重要であると考える。したがって、EDPB は欧州委員会に対し、これらの要件の実務上の実施状況を監視するよう要請する。

LGPD は、特定の状況において「商業上及び産業上の秘密」を根拠として、データ対象者または監督当局への情報提供を制限することを規定している。データ対象者が自身のデータ処理方法を管理する可能性にとって透明性要件が重要であること、また監督当局との協力義務（特に監督任務に必要な情報提供）が重要であることを考慮し、EDPB は欧州委員会に対し、これらの制限事項の実践的実施状況を監視するよう要請する。これにより、情報提供権・アクセス権への影響、および ANPD の権限（存在する場合）への影響をより深く理解することが可能となる。

転送規則に関連し、EDPB は欧州委員会に対し、他の転送手段が利用できない例外的な状況においてのみ、GDPR 第 49 条と同等の条件に従って転送が可能であるかどうかをドラフトで明確化するよう要請する。また欧

[1]欧州議会及び理事会規則 2016/679/EU（2016 年 4 月 27 日）パーソナルデータの処理における自然人の保護及び当該データの自由な移動に関する規則、並びに指令 95/46/EC を廃止するもの。

[2]第 29 条作業部会、WP 254 rev.01、2017 年 11 月 28 日採択、2018 年 2 月 6 日最終改訂・採択、欧州データ保護委員会（EDPB）承認

州委員会に対し、データ対象者が以下の事項について通知を受けるかどうかを明確化するよう要請する：同意に基づく移転の場合の移転に伴う潜在的リスク、および移転の条件（移転期間・目的、移転先国、関係当事者の責任、データ対象者の権利及びその行使方法）について、使用される移転手段に関わらず通知されるかどうか。

さらに、EDPB は欧州委員会に対し、個人データ及びプライバシー保護国家評議会の任務と、同評議会と ANPD との連携について、より詳細な説明を求める。

刑事法執行及び国家安全保障目的でブラジル国内の管理者・処理者に移転された個人データへのブラジル公的機関によるアクセス・利用（「政府アクセス」）に関して、EDPB は、LGPD が公共の安全、国防、国家安全保障、または犯罪の捜査・起訴を専ら目的として行われるデータ処理には適用されないことを指摘する。同時に、EDPB は、ブラジル連邦最高裁判所が判例において、刑事捜査及び公共秩序維持のためのパーソナルデータの処理への LGPD の部分的適用範囲を拡大する形で LGPD を解釈していることを肯定的に評価する。

この点を踏まえ、欧州委員会に対し、刑事法執行目的での個人データ処理における LGPD の適用性（法執行機関に対する ANPD の調査権限及び是正権限を含む）について、ドラフト決定において更なるアセスメントと明確化を行うよう要請する。また、監視義務の一環として、この点に関するあらゆる関連動向を慎重に考慮するよう求める。

国家安全保障に関する事項の定義において国家に広範な裁量権が認められ、それによりパーソナルデータの処理における国家安全保障上の例外が許容される事実を踏まえ、欧州データ保護委員会（EDPB）は、委員会に対し、ドラフト決定においてブラジル法における国家安全保障の概念の概要をより正確に記述・説明するよう要請する。これに関連し、欧州データ保護委員会は、国家安全保障を目的とした LGPD の免除が、ブラジル情報システム（SISBIN）内の公的事業体間におけるデータの収集および共有とどのように関連するかを、欧州委員会がさらに明確化するよう要請する。

目次

エグゼクティブサマリー 2

1. 序論 6

2. データ保護に関する一般的側面 8

2.1 説明責任とデータガバナンス 8
2.2 適用範囲と定義 8

2.2.1 LGPD の物質的・地域的適用範囲 8
2.2.2 定義 9

2.3 データ保護の原則と法的根拠 9

2.3.1 処理の原則 9
2.3.2 セキュリティ対策と侵害 11
2.3.3 処理の合法性 11

2.4 個人の権利 12
2.5 転送の制限 12
2.6 手続き的・執行的メカニズム 14

2.6.1 独立した監督 14
2.6.2 救済措置 15
2.6.3 制裁 15

3. ブラジル公的機関による欧州連合からの個人データ移転へのアクセス及び利用 17

3.1 刑事法執行目的におけるブラジル公的機関によるアクセスと利用 17

3.1.1 刑事法執行分野における法的枠組み 17
3.1.2 必要性と比例性 18
3.1.3 データのさらなる利用と第三国への転送 20
3.1.4 監督と救済 20

3.2 国家安全保障目的におけるブラジル公的機関によるアクセス及び利用 21

3.2.1 LGPD 第 4 条(III)の適用除外範囲及び国家安全保障に対する犯罪行為への適用性 21
3.2.2 国家安全保障に関する法的枠組み 22
3.2.3 転送と国際協定 24
3.2.4 監督と救済 24

4. ドラフト決定案の実施と監視 25

欧州データ保護会議

2016 年 4 月 27 日付欧州議会及び理事会規則 2016/679/EU（パーソナルデータの処理における自然人の保護及び当該データの自由な移動に関する規則、並びに指令 95/46/EC を廃止するもの、以下「GDPR」という）第 70 条(1)(s)項に鑑み、

欧州経済領域協定（EEA）及び特にその附属書 XI 並びに議定書 37（2018 年 7 月 6 日付 EEA 共同委員会決定第 154/2018 号により改正されたもの）を考慮し、[3] 、

その手続規則第 12 条及び第 22 条を考慮し、

以下の意見を採択する：

[3]本意見書における「加盟国」への言及は、「EEA 加盟国」への言及と理解すべきである。

1. 序論

(1) GDPR 第 V 章は、第三国または国際機関への個人データの移転に関する条件を定める。個人データの移転は、欧州委員会による十分性認定（GDPR 第 45 条）に基づくか、またはそのような十分性認定がない場合、管理者またはデータ処理者がデータ対象者に対する執行可能な権利および法的救済を含む適切な保護措置を提供する場合に行われる（GDPR 第 46 条）。十分性認定も適切な保護措置も存在しない場合、第三国または国際機関への移転または一連の移転は、特定の条件下でのみ行われる（GDPR 第 49 条）。

(2) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、十分性認定が EEA から第三国または国際機関へ移転される個人データの継続的な保護を認め、データが EEA 外へ移転される際にデータ対象者の権利が守られることを確保する強力な移転手段であることを想起する。十分性認定基準（[4]）および欧州司法裁判所（CJEU）の関連判例（[5]）によれば、第三国は EU 法秩序で保証されるものと同一の保護水準を提供する必要はないが、GDPR 第 45 条(1)項における「十分な保護水準」という表現は、当該第三国が国内法または国際的約束に基づき、欧州連合内で保障されるものと本質的に同等の基本権・自由の保護水準を実際に確保していることを要求するものと解釈されねばならない。これは基本権憲章の趣旨に照らして読み解かれるものである。

(3) ブラジルは連邦共和国であり、連邦憲法（『憲法』）[6] に定められている通り、26 の州と 1 つの連邦直轄区からなる連合体である。ブラジルの州も独自の憲法を有しており、連邦憲法と矛盾してはならない。プライバシーとデータ保護は憲法において基本権として保護されている（憲法第 5 条 X 項、第 5 条 XII 項、第 5 条 LXXIX 項[7]）。また、憲法裁判所は、ブラジル居住の有無にかかわらず、外国人を含むあらゆる個人に対してこれらの権利を認めている（[8]）。

(4) データ保護を規定する主要な法律は、一般データ保護法（Lei Geral de Proteção de Dados、略称 LGPD）である（2018 年 8 月 14 日法律第 13.709 号、最終改正は 2022 年 10 月 25 日法律第 14.460 号）。LGPD は、法的拘束力を持つ大統領令（2020 年 8 月 26 日付大統領令第 10.474 号および 2023 年 10 月 30 日付大統領令第 11.758 号）によって補完される。これらの大統領令は法的拘束力があり執行可能である[9]。

(5) LGPD に加え、ブラジルのデータ保護枠組みには、ブラジルデータ保護庁（Agencia Nacional de Proteção de Dados、略称 ANPD）が発行する拘束力のある規制も含まれる。[10]。これらの規制は、LGPD の解釈と適用に関する追加ルールを定める。[11]。例えば、2024 年 2 月 24 日付行政制裁適用規則第 4 号、2024 年 4 月 24 日付セキュリティインシデント通知規則第 15 号（「セキュリティインシデント通知規則」）、2024 年 8 月 23 日付第 19 号規則「個人データの国際移転に関する規則」（『データ移

---

[4]第 29 条作業部会、WP 254 rev.01、2017 年 11 月 28 日採択、2018 年 2 月 6 日最終改訂・採択、EDPB 承認、第 3 章、C 項。

[5]欧州司法裁判所（CJEU）、2015 年 10 月 6 日、事件 C-362/14、マキシミリアン・シュレムス対データ保護コミッショナー（「シュレムス」）判決、及び欧州一般裁判所、2025 年 9 月 3 日、事件 T-553/23、フィリップ・ラトンブ対欧州委員会（「ラトンブ」）判決。

[6]ドラフト決定案の前文第 7 項を参照。

[7]決定案のドラフトの前文第 8 項を参照。

[8]ドラフトの序文第 9 項を参照。

[9]決定案のドラフトの前文 11 及び 12 を参照。

[10]ANPD が発出した全ての拘束力のある規制は、こちらで確認できる：https://www.gov.br/anpd/pt-br/acesso-ainformacao/institucional/atos-normativos/regulamentacoes anpd。

[11]ドラフト決定案の前文第 13 項を参照。

転規則』）、2022 年 1 月 27 日付第 2 号規則「中小企業への LGPD 適用に関する規則」、2024 年 7 月 15 日付第 18 号規則「データ保護責任者の役割に関する規則」（『DPO 規則』）などである。

(6) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、プライバシー権及びデータ保護権が基本権として憲法上認められ、国内法を通じてさらに実施されていることを歓迎する。加えて、EDPB はブラジルが締結した国際的約束を肯定的に評価する。[12]

(7) [13]欧州データ保護委員会（EDPB）は、規則（EU）2018/1725 の第 47 条及び第 94 条に基づき、欧州連合の機構、団体、事務所及び機関が、欧州委員会が第 45 条に基づき認定した第三国、地域、セクター又は国際機関に個人データを移転できることに留意する。(3) 欧州委員会が規則(EU)2016/679 第 45 条に基づき、適切な保護水準を確保していると認めた第三国、地域、セクター、または国際機関に対して、管理者の権限内の業務にのみ利用される場合、追加の認可を必要とせずに個人データを移転できる。EDPB は欧州委員会に対し、この法的可能性をドラフト決定の前文で再確認するよう要請する。

[12]決定案のドラフトの前文 8 から 10 を参照。

[13]欧州議会及び理事会規則（EU）第 2018/1725 号（2018 年 10 月 23 日）は、個人データの処理における個人の保護、並びに当該データの自由な移動に関する欧州連合の機構、団体、事務所及び機関の規則であり、規則(EC) No 45/2001 および決定 No 1247/2002/EC を廃止するもの（EUDPR）、OJ L 295、2018 年 11 月 21 日、p. 39。

2. データ保護に関する一般的側面

2.1 説明責任とデータガバナンス

(8) LGPD は、パーソナルデータの処理に適用される一般原則の一つとして説明責任の原則を定めている。これによれば、データ管理者及びデータ処理者[14] は、データ保護義務を効果的に遵守するために適切な技術的及び組織的措置を採用しなければならず、また、管轄監督当局などに対して、その遵守を実証できる必要がある（LGPD 第 46 条）。欧州データ保護委員会（EDPB）は、こうした措置には、データ保護責任者（DPO）の指定（LGPD 第 41 条、詳細は ANPD の DPO 規則に規定）、データ保護影響評価（DPIA）（LGPD 第 38 条）、データ処理活動記録の保持（LGPD 第 37 条）が含まれると指摘している。さらに LGPD は、管理者及び処理者が、教育活動計画、内部監督メカニズム、リスク緩和策を含む、適正な慣行及びガバナンスモデルに関する内部規則を策定できると規定している（LGPD 第 50 条）。EDPB は、こうした手段が説明責任原則を実施するために GDPR で想定されているものと類似していることを肯定的に評価し、このような緊密な整合性を歓迎する。

(9) EDPB は、DPIA に関して、LGPD には、処理が自然人の権利と自由に高いリスクをもたらす可能性がある場合に DPIA を実施する明確な義務が含まれておらず、ANPD による要請の可能性にのみ言及していることに留意する。この点に関して、EDPB は、処理活動が高リスクをもたらす可能性がある場合に DPIA を実施するよう、ANPD が「よくある質問」[15] （DPIA に関する FAQ）で推奨していることを指摘する。さらに、LGPD は DPIA の範囲内に処理の必要性と比例性のアセスメントを明示的に含めていない。しかし、DPIA に関する FAQ では、管理者及び処理者が DPIA において処理の必要性と比例性を評価するよう推奨している。

(10) こうした背景を踏まえ、欧州データ保護委員会（EDPB）は欧州委員会に対し、以下の要件の実践的実施状況を監視するよう要請する。すなわち、処理活動が自然人の権利・自由に対して高リスクをもたらす可能性がある場合に DPIA が実施されること、および処理活動の目的との関連性における必要性と比例性のアセスメントも DPIA に含まれることを確認するためである。

2.2 適用範囲と定義

(11) 十分性基準の第 3 章は「内容原則」に専念し、基本的なデータ保護の概念と原則に言及している。第三国または国際機関のシステムは、EU 法によって保証されるものと本質的に同等の個人データ保護水準を確保するために、こうした基本的な概念と原則を含まなければならない。これらは GDPR の用語をそのまま反映する必要はないが、EU データ保護法に定められた概念を反映し、それと整合していなければならない。十分性基準は、以下の重要な概念を参照している：「個人データ」、「処理」、「データ管理者」、「データ処理者」、「取得者」、「機微データ」。ブラジル法のこの側面については、次の段落で論じる。

2.2.1 LGPD の物質的・地域的適用範囲

(12) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、LGPD の適用範囲が、実体的にも地域的にも EU データ保護制度で想定されているものと非常に類似していることを歓迎する。

---

[14] LGPD 第 5 条(IX)に基づく処理担当者。

[15] https://www.gov.br/anpd/pt-br/canais atendimento/agente-de-tratamento/relatorio-de-impacto-a-protecao-de-dadospessoais-ripd.

(13) LGPD 第 4 条は、純粋に個人的かつ非経済的な目的のための処理を適用範囲から除外しており、このような例外は GDPR（GDPR 第 2 条(2)(c)）でも想定されている。さらに、他のいくつかの処理業務は LGPD の適用範囲から部分的に除外される。具体的には、以下の目的のための処理である：公共の安全、国防、国家の法定業務、または犯罪の捜査及び訴追；ジャーナリズム及び芸術目的；学術研究；健康研究（LGPD 第 3 条(III)）。これについては本意見書の 3.1 節でさらに詳述する。

(14) ジャーナリズム及び芸術目的で実施されるパーソナルデータの処理に対する LGPD の部分的適用に関して、EDPB は例外の適用範囲が GDPR 第 85 条(2)[16] で定められたものと同等であると指摘する。すなわち、当該例外はパーソナルデータが専ら当該目的のために処理される場合にのみ適用され、報道機関・メディア・芸術団体によるその他の処理は全て LGPD の適用範囲に含まれる。また、学術目的のみに限定されたパーソナルデータの処理に関する例外規定、すなわち LGPD 第 7 条（法的根拠の要件）及び第 11 条（機微なデータの処理に関する規則）は引き続き適用される[17]。これらの例外の範囲も GDPR 第 85 条(2)で定められた範囲と一致している。

2.2.2 定義

(15) EDPB は、LGPD で使用される定義が GDPR で想定されているものと整合している点について、EU データ保護枠組みとの整合性を肯定的に評価する。特に、LGPD は「個人データ」、「擬似匿名情報」、「匿名データ」[18]、「データ処理」、「データ管理者」、「データ処理者」、「機微なデータ」（LGPD 第 5 条）を、GDPR（特に前文 26、第 4 条、第 9 条(1)）における定義と同様の方法で定義している。[19]その他の定義、例えば「データ対象者」、「データ保護責任者」、「同意」、「データ保護影響評価」、および「共同管理者」という概念（ ）も、基本的に GDPR で想定されている概念と同等である。

2.3 データ保護の原則と法的根拠

2.3.1 処理の原則

(16) 適切性基準は、GDPR に準拠し、データは合法的、公正かつ正当な方法で処理されなければならないと定める。LGDP 第 6 条に基づき、パーソナルデータの処理活動は誠実に行われ、以下の原則に従わなければならない：目的限定、適切性、必要性、自由なアクセス[20]、データ品質、透明性、安全性、予防、非差別、責任及び説明責任。

(17) これらの原則の概念を考慮すると、ブラジルの法制度は GDPR 第 5 条に定められたデータ処理原則をそのまま採用している。例えば目的限定に関して、LGPD 第 7 条は第 7 項において、「本条第 3 項（公的にアクセス可能な個人データ）及び第 4 項（データ対象者によって明らかに公開されたデータ）に規定される個人データのその後の処理は、新たな処理の正当かつ特定の目的及びデータ対象者の権利の保護が遵守さ

---

[16]ドラフトの序文 35 も参照のこと。

[17]決定案の序文 32 及び 33 も参照のこと。

[18]LGPD 第 12 条はさらに、匿名化されたデータは、合理的な努力によって匿名化が解除された場合、または解除可能な場合を除き、個人データとはみなされないことを詳細に規定している。本条は、「合理的」とは、以下の客観的要素を考慮して判断すべきであると説明している：1) 解除に必要な費用と時間、2) 利用可能な技術、3) データ管理者自身の排他的使用。

[19]LGPD 第 42 条第 1 項(I)を参照。

[20]「無料アクセス：データ対象者に対し、個人データの処理形態・期間・完全性について、容易かつ無償で照会する権利を保証する」（LGPD 第 6 条第 IV 項）。

れ、かつ本法に定める根拠及び原則が満たされる場合に限り、新たな目的のために実施することができる」と定めている。

(18) GDPR は、新たな目的が当初の目的と互換性がある場合にのみ、このような事後処理が行われることを明確に要求している。目的の互換性（ならびに適用される倫理標準及び技術的・法的保護措置への準拠）を確保する要件は、ANPD が発行した学術目的及び研究調査のための個人データ処理ガイド、並びに正当な利益に関するガイドラインにおいて強調されている。ANPD は「正当な利益に関するガイドライン」において、データ管理者が二つの処理目的の間に実効的な関連性を示し、データ対象者の「正当な期待」を考慮すべき方法を説明している。同ガイドラインはさらに「正当な期待の分析は複数の要素に基づくことが可能であり、特に以下の点が挙げられる：d) データ収集の意図された目的及び正当な利益に基づく処理との適合性」と明確化している。EDPB は、目的限定の要件をより適切に整合させるのに役立つ ANPD によるこのような明確化を歓迎する。

(19) GDPR に規定される保存期間制限の原則は、データが処理される目的を達成するために必要な期間のみ保存されるべきことを定めている（GDPR 第 5 条(1)(e)）。LGPD 第 6 条には保存期間制限の原則が明示的に含まれていないものの、本条項はデータ処理終了時の要件を規定する LGPD 第 15 条と併せて解釈されるべきである。本条項では、保存制限原則が LGPD 第 6 条に列挙された一般原則内の「適切性」及び「必要性」原則（ ）と明確に結び付けられている。明確化のため、欧州データ保護委員会（EDPB）は欧州委員会に対し、保存制限原則に関連する LGPD 第 6 条と第 15 条の相互作用をドラフト決定案で明確化するよう促している。

(20) さらに、保存制限要件に関して、LGPD 第 16 条は処理終了後の個人データの保存及び消去条件を定める。同条はまた、データ処理終了後もデータを保持できる 4 つの目的を規定している：(1) 法的または規制上の義務遵守のため；(2) 研究目的（可能な限りデータの匿名化を確保すること）；(3) LGPD の要件に従ってサードパーティに移転される場合、または (4) データが匿名化され、サードパーティによる当該データへのアクセスが禁止されている場合に限り、管理者が独占的に使用する場合。EDPB は、これらの処理状況が GDPR に定められた保存制限原則に沿っていると指摘している。

(21) 透明性と公正性の原則は、データ対象者が自身の個人データを管理できるようにすることを目指す。この目的のため、原則としてデータ対象者に対して積極的に情報を提供しなければならない[21]。一方、LGPD は「商業・産業上の秘密」に関してはこの原則に制限を設けており、データ対象者が自身のデータ処理に関する情報を受け取り、それに対する管理権を行使する（例：ANPD への苦情申立て）ことに影響を及ぼす可能性がある。しかし欧州委員会はドラフト決定において、この制限はブラジルの情報アクセス法及び 2012 年 5 月 16 日付大統領令第 7721 号に照らして解釈されるべきであり、「したがって、パーソナルデータの処理や開示によって営業秘密が漏洩したり、他の主体に競争上の優位性が生じたりしないよう解釈されるべきである」と説明している。これは、透明性の原則に関して、また LGPD の条文全体を通じて、「商業上及び産業上の秘密」による制限は、法令遵守を拒否する包括的な根拠として理解されるべきではなく、むしろこれらの利益を防御する形で情報開示を確保するための具体的な保護措置が講じられるべきであることを意味する。[22]

(22) 透明性の原則の重要性を踏まえ、欧州データ保護委員会（EDPB）は欧州委員会に対し、情報及びアクセス権への影響をより深く理解するため、本規定の実践的実施状況を監視するよう要請する。

---

[21]これは十分性基準でも強調されている。第 3 章 A(7)を参照のこと。([22])

[22]決定案のドラフト前文 81 を参照。

2.3.2 セキュリティ対策と侵害

(23) LGPD は、個人データの保護及び当該処理に関連する損害の防止のための措置を適用することを求めるセキュリティ及び予防の原則を含んでいる（LGPD 第 6 条(VII)及び(VII)）。さらに、LGPD は、セキュリティ対策が適切に実施されていない場合、データ処理は 違法とみなされると明示している。本法は、リスクベースアプローチによる本原則への適合性を実証するために必要な措置の実施（LGPD 第 44 条、第 46 条及び第 47 条）を要求し、侵害評価及び侵害通知の要件（LGPD 第 48 条及び第 49 条）に従うことを求める。EDPB は、これらの原則及び義務が GDPR で定められたものと緊密に整合していることを肯定的に評価する。

(24) EDPB は、ANPD による追加の拘束力のある「セキュリティインシデント通知に関する規則」の採択を歓迎する。同規則は、インシデントの概念と深刻度アセスメントの詳細（例：インシデントがデータ対象者にリスクを生じさせる、またはデータ対象者の基本的利益・権利に重大な影響を与えるとみなされる場合、ANPD 及びデータ対象者への通知が義務付けられる）ならびにインシデント通知要件を規定している。[23] この点に関して、EDPB は、セキュリティインシデント通知規則によれば、原則として「セキュリティインシデントの ANPD への通知は、管理者によって 3 営業日以内に行われなければならない」と規定されていることに留意する。[24] また、欧州委員会に対し、そのドラフト決定（前文 75 項）をこれに合わせて調整するよう要請する。[25]

(25) データ侵害の通知に関して、欧州データ保護委員会（EDPB）は、ブラジル一般データ保護法（LGPD）が、当該通知（国家データ保護庁（ANPD）及びデータ対象者双方への通知）には、個人データ保護のために採用された技術的・安全対策に関する情報（インシデント発生前後の対策を含む）を含めなければならないと規定していることを指摘する。この際、営業秘密及び産業秘密の保護に留意しなければならない（LGPD 第 6 条(III)項及び第 9 条(II)項）。EDPB は、プライバシー権及びデータ保護権が他の権利の保護に悪影響を及ぼさないよう効果的に確保する必要性を理解しており、委員会に対し、インシデントに関する情報が（営業秘密及び産業秘密を考慮して）部分的にプロバイダされた場合の当該制限の実施状況、及び ANPD の権限への影響（もしあれば）を監視するよう要請する。

2.3.3 処理の合法性

(26) EDPB は、LGPD（第 5 条(XII)、第 7 条、第 8 条及び第 10 条）に規定される合法性の原則とその実施が、GDPR（第 4 条(11)、第 6 条、第 7 条及び第 9 条）に定められたものと密接に整合していることを確認し、この整合性を歓迎する。

2.3.3.1 正当な利益

(27) LGPD（第 7 条(IX)）において処理の法的根拠として用いられる正当な利益の要件は、GDPR（第 6 条(1)(f)）と整合している。LGPD はまた、基本的権利と自由（データ保護権を含む[26]）が通常優先されるべきであることを強調している。

(28) EDPB は、LGPD 第 10 条が当該法的根拠の使用が認められる正当な目的を列挙している点を指摘する。その正当な目的の一つは、管理者の活動を支援・促進することである（LGPD 第 10 条(I)）。

---

[23] 決定案のドラフトの前文 73 から 77 を参照。

[24] セキュリティインシデント通知に関する規則の第 6 条及び第 9 条を参照。

[25] 決定草案の理由 75 を参照のこと。これによれば、「セキュリティインシデントの通知は、管理者がそれを認識してから 3 日（72 時間）以内に、ANPD およびデータ対象者に対して行わなければならない」。

[26] 本意見書の第 3 項を参照。

(29) この表現は広範に見えるが、EDPB は「正当な利益」を根拠として利用するための条件が、ANPD が採択したガイドライン『パーソナルデータの処理の法的根拠 – 正当な利益』（『正当な利益ガイドライン』）でさらに詳細に規定されていると指摘している。このガイドでは、利益が「正当」と認められるためには、次の 3 つの条件を満たす必要があることを明確にしている：(1) ブラジル法体系との整合性、(2) 特定の状況への関連性、(3) 処理が正当かつ具体的かつ明示的な目的に結びついていること[27]。これらの条件は、欧州司法裁判所（CJEU）が定めた、この法的根拠に基づくパーソナルデータの処理の合法性を判断する 3 つの累積的条件（[28]）および同裁判所による詳細な説明と類似している。さらに、「正当な利益」に関する本ガイドラインで規定された条件は、欧州データ保護委員会（EDPB）が採択したガイドライン（[29]）の条件に近い。EDPB は、正当な利益とその処理への適用に関して ANPD が採用したアプローチを歓迎している。

2.4 個人の権利

(30) EDPB は、LGPD が個人に GDPR（いずれも第 III 章）で定められたものと同様の権利を付与していることを歓迎する。特に LGPD は、アクセス権、訂正権、データポータビリティ権、処理制限権、消去権、情報提供を受ける権利、同意の拒否または撤回権、処理への異議申立権、および請願権を規定している（LGPD 第 9 条および第 18 条）。

(31) LGPD はまた、データ対象者に対し、自身の利益に影響を及ぼす個人データの自動処理のみに基づいて行われた決定の審査を請求する権利を認めている（LGPD 第 20 条）。LGPD 第 20 条の内容は、実質的に GDPR 第 22 条を反映している。

(32) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、データ対象者の権利に関して、ブラジルのハベアス・データ法が個人の請求から短期間（それぞれ 10 日および 15 日）内にアクセス権および訂正権を付与する具体的な規定を設けている点を指摘し、この側面を歓迎している。

(33) EDPD は、LGPD がデータ対象者の権利に関して、GDPR で保証されているものと本質的に同等の要件を定めていると考える。

2.5 転送の制限

(34) 十分性基準は、十分性認定に基づき個人データが移転される自然人の保護水準が、再移転によって損なわれてはならないことを明確にしている。したがって、再移転は「再移転先の取得者（すなわち再移転の取得者）も、十分な保護水準を保障する規則（契約上の規則を含む）の対象となり、データ管理者に代わってデータを処理する際に適切な指示に従う場合にのみ許可されるべきである」と規定している。。

(35) ブラジルの法的枠組みと実務の十分性評価に関連して、再移転とは、LGPD ブラジルの適用範囲内においてデータ管理者として行動する事業体から、この範囲外の事業体への個人データの移転を意味する。

(36) 転送に関する要件は LGPD 第 V 章に規定され、さらに ANPD が「データ転送規則」を採択することで補完されている。同規則は「転送」「国際データ転送」「輸入事業者」「輸出者」の定義を定め、転送に関する詳細な要件を含む。

---

[27] ドラフト 52 の前文を参照。

[28] 例えば、欧州司法裁判所（CJEU）、2023 年 12 月 7 日、併合事件 C-26/22 及び C-64/22、SCHUFA Holding AG 事件判決、75 項から 80 項を参照。

[29] GDPR 第 6 条(1)(f)に基づくパーソナルデータの処理に関するガイドライン 1/2024（バージョン 1.0）、2024 年 10 月 8 日採択。

(37) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、「移転」および「国際データ移転」の定義が、EDPB ガイドライン 05/2021（[30]）の定義と整合していることを肯定的に評価している。

(38) LGPD およびデータ移転規則によれば、再移転は正当かつ特定された明確な目的のためにのみ行われ、特定の手段または条件が整備されている場合に限り認められる（LGPD 第 33 条、データ移転規則第 9 条から第 33 条）。[31] EDPB は、これらの手段が GDPR 第 V 章で規定される移転手段に近いことを認識している。ただし EDPB は、欧州委員会に対し、LGPD 第 33 条(I)から(II)の条件が満たされない例外的な状況においてのみ、LGPD 第 33 条(III)から(IX)に基づく移転が可能かどうかをドラフトで明確化するよう要請している。[32]

(39) しかし、データ移転規則では、個人データの国際移転は「データ対象者が、当該移転について具体的かつ識別可能な同意を事前に提供し、かつ移転の国際的性質について事前に情報提供を受けた上で、他の目的と明確に区別した場合」にのみ許可されると規定している。この要件が、第三国における適切な保護の欠如や適切な保護措置の不在（例：第三国に監督機関やデータ処理原則、データ対象者の権利が存在しない可能性）から生じる国際移転の潜在的リスクについてデータ対象者に通知する義務（GDPR 第 49 条(1)(a)項の要件）を伴うかどうかは不明である。EDPB は、GDPR の下では、この情報の提供が において不可欠であると考える。これにより、データ対象者は移転の具体的な事実を完全に認識した上で、十分な情報に基づく同意を与えることが可能となる。したがって、EDPB は欧州委員会に対し、ドラフト決定において、第三国における適切な保護の欠如及び適切な保護措置の欠如から生じる移転の潜在的なリスクについてデータ対象者が通知されているかどうかを明確化するよう要請する。

(40) さらに、データ移転規則には「管理者とデータ処理者は、処理のリスクレベル及び使用される国際移転の方法と整合的な方法で、個人データ保護規則の遵守及び順守、並びに当該措置の有効性を実証し得る効果的な措置を採用しなければならない」（データ移転規則第 4 条第 2 項）と規定されている。欧州データ保護委員会（EDPB）は、この義務が盛り込まれたことを歓迎する。同時に、これらの措置の有効性は、関連する第三国の現地法が、データが移転されたデータ対象者の保護の継続性を損なわないことも確保するよう評価されるべきであることを明確化することが有益である。[33] EDPB は欧州委員会に対し、この要素も移転シナリオにおいて考慮されることを明確化するよう要請する。

(41) EDPB は、データ対象者に関する明示的な透明性要件が盛り込まれたことを歓迎する。すなわち、データ対象者は、転送に使用される契約上の手段および当該転送の説明（例：転送の期間と目的、転送先国、関係当事者の責任、データ主体の権利およびその行使手段）を受け取る権利を有する（データ転送規則第 16 条）。

(42) しかしながら、このような透明性義務の範囲は、標準契約条項に基づいて移転が行われる場合にのみ関連し、他の手段が使用される場合には関連しないようだ。[34] したがって、欧州データ保護委員会（EDPB）は

---

[30]第 9 項、GDPR 第 3 条の適用と第 V 章の国際移転に関する規定の相互関係に関するガイドライン 05/2021（2023 年 2 月 14 日採択）。

[31]また、ドラフト決定の前文 101 から 109 も参照のこと。

[32]GDPR 第 49 条は、本条で想定される例外規定は、GDPR 第 45 条(3)に基づく十分性認定、または GDPR 第 46 条に基づく適切な保護措置が存在しない場合にのみ適用できると規定している。

[33]ラトンブ判決を参照。また、欧州司法裁判所（CJEU）2020 年 7 月 16 日付判決（事件番号 C-311/18「シュレムス II」）も参照のこと。

[34]例：データ移転規則は、BCR（拘束的企業規則）の使用を意図する場合の透明性に関する一般的な要件を定めている。特に、「データ対象者の参加を確保する透明性のある措置を通じて、データ対象者との信頼関係を構築することを目的としたプライバシーガバナンスプログラムの確立及び実施」（データ移転規則第 25 条（V））。また、データ対象者の権利および苦情申立権の行使に関する透明性（データ移転規則第 26 条（VI））も規定されている。

欧州委員会に対し、使用される移転手段にかかわらず、同じ透明性義務が適用されることを明確化するよう要請する。

(43) EDPB はまた、拘束的企業規則（BCR）の内容に関する要件が、GDPR、特に GDPR 第 47 条(2)(f)項及び(l)項の要件と完全に整合していないことに気付いている。GDPR が提供する保護水準が損なわれないよう、欧州委員会に対し、本ドラフト決定案において、ブラジルへの個人データ移転が十分性認定に基づき行われる場合、当該移転手段を二次移転に利用する際には、これらの要素（[35]）も考慮されることを明確化するよう要請する。

2.6 手続き的・執行的メカニズム

(44) 十分性基準（[36]）及び欧州司法裁判所（CJEU）の関連判例（[37]）によれば、欧州連合モデルと本質的に同等のデータ保護制度は以下を規定しなければならない：(i) データ保護法を監督・執行する独立した機関を設置し、外部からの影響を受けずに調査及び措置を講じる権限を付与すること。データ保護制度は(ii) データ管理者及びデータ処理者が説明責任を負い、自らの責任を認識するとともに、データ対象者が自らの権利について通知を受けることを確保しなければならない。規則遵守を確保するため、効果的な制裁と検証プロセスが整備されていること；(iii) データ管理者及びデータ処理者が、データ保護影響評価、処理活動記録、データ保護責任者の任命などの措置を通じて、コンプライアンスを実証すること。さらに、(iv) データ保護制度は、個々のデータ対象者が権利を行使する際の支援と適切な救済メカニズムを提供しなければならない。

(45) 本節において、欧州データ保護委員会（EDPB）は、独立した監督機関の存在、適切な救済メカニズム、効果的な制裁措置の有無にアセスメントの焦点を当てた。

2.6.1 独立した監督

(46) LGPD は、その規定の監視と執行を担当する国家監督機関として、国家データ保護庁（ANPD）を設立している。

(47) EDPBは、ANPD が「特別の性質を有する機関」の地位を付与された事実を歓迎する。この指定は、LGPD によって付与された法的機能と権限を完全に遂行するために必要な自律性を確保することを目的としており、特に、ANPD の機能と財務運営を行政機関の認可に依存させる規定を廃止した点で顕著である。

(48) 同様に、EDPB は 2025 年 9 月 15 日に施行されたブラジル法制度の変更を歓迎する。これにより ANPD は**規制機関として**認められた[38]。EDPB は、この変更により ANPD が予算案を法務省経由ではなく計画予算省に直接提出するようになる点が主な変更点の一つであると理解している。ANPD の予算は連邦国家予算において独立した項目として維持される。EDPB は、ANPD が予算・財務面でも既に独立性を有していたが、規制機関となることで行政手続きが簡素化されると理解している。

[35]監督当局との責任および協力（GDPR 第 47 条 (2) (f) および (l)）。

[36]適合性基準の 3(C) 章を参照のこと。

[37]CJEU、2015 年 10 月 6 日、事件 C-362/14、シュレムスに関する判決。

[38]暫定措置第 1.317/2025 号は、https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/medida-provisoria-n-1.317-de-17-desetembro-de-2025-656784314 で閲覧可能である。

(49) EDPB はまた、ANPD が新たにオンライン上の子ども保護を担当する機関に指定されたことも歓迎する。[39] 。EDPB は、LGPD 第 IX 章に基づき、ANPD がデータ保護権の遵守を確保し、意識向上を促進するために必要な権限と任務（調査権限や制裁権限など、LGPD 第 55 条 J 項）を十分に有していることを認識している。

(50) 独立性を担う ANPD の人員・予算に関して、EDPB は最近の人員増強決定（200 名以上の新規ポスト追加）を評価する[40] 。

(51) EDPB は、LGPD 第 55 条 C 項に基づき、（現）ANPD が複数の団体で構成されていることを確認する[41] 。これには個人データ及びプライバシー保護国家評議会（「評議会」）が含まれる。EDPB は、その構成が連邦行政機関、立法府、司法府の代表者も包含している点に留意する[42] 。EDPB はまた、LGPD 第 58 条 B 項に基づき、同評議会が特に以下の責任を負うことを確認する：(i)「個人データ及びプライバシー保護に関する国家政策及び ANPD の活動策定に向けた戦略的指針の提案及び背景情報の提供」、(ii)「ANPD が実施すべき措置の勧告」。

(52) 特にこれらの任務に関して、EDPB は、それらがどのように実施されているか、また委員会の提案や勧告が ANPD の業務にどの程度影響を与えているかをより明確に理解することが重要だと考える。したがって、欧州委員会に対し、これらの任務と委員会と ANPD の間の相互作用についてさらに詳細を明らかにし、委員会の ANPD の活動への影響をより適切に評価するよう要請する。

2.6.2 救済措置

(53) EDPB は、LGPD が定める救済措置を歓迎する。これには、データ対象者が ANPD に苦情を申し立てる権利、およびその決定に対して理事会に不服申立てを行う権利が含まれる。個人はその後、理事会の決定を裁判所に不服申立てできるほか、LGPD に基づく義務を履行しなかった ANPD に対してあらゆる救済措置を講じることができる。上訴手段と救済手段の差異がドラフト決定から明確に読み取れないため、欧州データ保護委員会は欧州委員会に対し、これら二つの手段の機能について、特に救済手段の利用が苦情処理拒否または苦情の実質的却下のみに限定されるか否かを含め、さらなる明確化を求める。

(54) 同様に、EDPB は、物質的・非物質的損害に対する補償権および集団的救済（LGPD 第 22 条）の規定を歓迎する。

2.6.3 制裁

(55) EDPB は、効果的かつ抑止力のある制裁の存在が、データ保護規則の遵守を確保する上で重要な役割を果たし得ることを想起する。これは、制度が確保する高い説明責任と認識の表れである。EDPB は、ANPD に付与された是正権限を歓迎する。同権限は既に複数回行使されており（[43] ）、警告、関連する民間法

---

[39]法律第 15.211/2025 号（デジタル環境における児童及び未成年者の防御に関する法律）は、https://www.in.gov.br/web/dou/-/lei-n-15.211-de-17-de-setembro-de-2025-656579619 で閲覧可能である。

[40]

[41]LGPD 第 55 条 C 項によれば、ANPD は以下の組織で構成される：最高意思決定機関である理事会、個人情報及びプライバシー保護に関する全国評議会、懲戒委員会事務局、IV－オンブズマン事務局、VI－法務局、並びに LGPD 規定の施行に必要な行政部門及び専門部門。決定案の前文 126 から 130 も参照のこと。

[42]ドラフトの前文 132 及び LGPD 第 55 条の C も参照のこと。

[43]参照：ANPD、制裁登録簿：https://www.gov.br/anpd/pt-br/centrais-de-conteudo/decisoes-em-processossancionadores-1/decisoes-em-processos-sancionadores? 認証器 =7951f0a70d3d125fd05e11a1e544b72d2c61f304.

人の総収入の 2%までの罰金、日割りの罰金、違反に関連する個人データの正規化までの利用停止、関連するデータ処理活動の一時停止、および当該個人データの消去といった一連の措置を含む。（LGPD 第 52 条）[44] 。欧州データ保護委員会（EDPB）は、特に制裁措置に関して、これらの一貫した適用を監視するよう欧州委員会に要請する。

(56) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、ブラジル国家データ保護庁（ANPD）が制裁に関する（拘束力のある）規則を公布したことを肯定的に評価する。この規則は、処理されるデータの種類や量、データ対象者の権利への影響といった客観的要素を用いて制裁を異なるレベルに分類し、GDPR 第 83 条の要件に沿った罰金算定方法を提供している。

[44]「これらの制裁は、公的事業体または民間事業体に対して課すことができる。ただし、罰金および日割計算による罰金は公的事業体に対して課すことはできない」（ドラフト決定の前文 135）。

3. ブラジル公的機関による欧州連合からの個人データ移転へのアクセス及び利用

(57) GDPR 第 45 条(2)に基づき、刑事法執行及び国家安全保障目的でブラジル国内の管理者及び処理者に移転された個人データについて、ブラジル公的機関によるアクセス及びその後の利用に関するブラジル法の制限と保護措置の評価は、欧州司法裁判所（CJEU）の解釈によれば、「本質的同等性」テストの重要な要素である。

(58) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、欧州委員会が本ドラフト決定案[45] においてこの側面に対して払った特別な注意と事実に基づく情報提供を高く評価する。したがって、EDPB は本意見書において事実認定及び分析の大部分を再現しない。代わりに、2020 年 11 月 10 日に採択された欧州監視措置のための必須保証（[46]）において EDPB が識別した 4 つの要素に基づき、法執行及び国家安全保障目的のための政府アクセスに関するブラジル制度の干渉を評価する。

- 保証 A - 明確かつ正確でアクセス可能な法的規則；
- 保証 B - 追求される正当な目的に対する必要性と比例性；
- 保証 C - 独立した監視メカニズム；
- 保証 D - 個人に利用可能な効果的な救済手段と是正メカニズム。

3.1 刑事法執行目的におけるブラジル公的機関によるアクセスと利用

3.1.1 刑事法執行分野における法的枠組み

(59) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、ブラジル法執行機関による個人データへのアクセス及びその後の利用[47] が、異なる法的性質を持つ一連の法令によって規制されていることを指摘する。通信の秘密を含むデータ保護及びプライバシーは、憲法第 5 条において基本権として明文化されている。EDPB は特に、こうした権利の保護範囲が、欧州連合（EU）の一般データ保護規則（ ）と同様に、ブラジル市民のみに限定されず、ブラジル在住の外国人及び非居住の外国人にも及ぶことを歓迎する[48] 。

(60) 次に、法執行目的での個人データへのアクセスを規定する複数の専門的分野別法が存在する。EU からブラジルへ移転されたデータへのアクセスに関しては、刑法、電話傍受法、インターネットに関する民事枠組み法、金融機関の秘密保持法、犯罪組織及び刑事捜査に関する法律などが特に関連性が高い。欧州データ保護委員会（EDPB）は、これらの法令は一般に公開されており、公的機関がデータ対象者にアクセスする権限を有する状況や条件について、データ対象者に十分な明確性を提供しているとみなされる可能性があるとしている。[49]

---

[45]決定案のドラフトの前文 152 から 217 を参照。

[46]監視措置に関する欧州基本保証に関する勧告 02/2020。

[47]決定案の前文 165 に記載された当局の一覧を参照。

[48]決定案のドラフト前文 8 及び 9 を参照。

[49]ザハロフ事件における欧州人権裁判所判決、229 項を参照。

(61) ブラジルにおけるもう一つの重要な法源は、連邦最高裁判所の判例である。同裁判所はプライバシー権及びデータ保護権の範囲について広範な解釈を適用しているようである[50]。また、1992 年にブラジルが批准した米州人権条約の解釈・適用を担当する米州人権裁判所の判例も重要な法源である[51]。

(62) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、刑事法執行目的での個人データ処理における LGPD の適用範囲が限定的であり、法的な不確実性を招く可能性があると指摘している。

(63) 欧州委員会が決定案で認めている通り、LGPD は公共の安全、国防、国家安全保障、または犯罪の捜査・起訴を専ら目的とするデータ処理には適用されない[52]。LGPD 第 4 条(I)項及び(III)項に基づき、これらの分野におけるデータ処理は、LGPD で定められた原則及びデータ対象者の権利を包含しなければならない特定法令によって規律される。欧州データ保護委員会（EDPB）の認識では、欧州委員会もこれを確認しているが、ブラジルは刑事司法及び法執行分野におけるパーソナルデータの処理に関する特定法令（例：EU 法執行指令[53] に類似するもの）を未だ制定していない。

(64) EDPB は、ブラジル連邦最高裁判所が判例（[54]）において、刑事捜査及び公共秩序保守のためのパーソナルデータの処理への LGPD の部分的適用範囲を拡大する解釈を示したことを肯定的に評価する。

(65) EDPB は、ブラジルの監督機関である ANPD がこの解釈を全面的に支持し、「特定の法令が存在しないことは、治安機関が公共の安全及び犯罪の捜査・起訴という目的のみのために、制限なく市民の個人データの処理を広く無制限に認可するものではない」と主張していることを歓迎する（[55]）。同時に、EDPB は、LGPD 第 4 条(III)項 3 に基づき、法執行目的のみで行われる特定のデータ処理については、現時点で ANPD が法執行機関に対して主に助言的役割を担っているようだと指摘する。

(66) EDPB は、委員会に対し、刑事法執行目的での個人データ処理における LGPD の適用可能性（ANPD の権限を含む）について、ドラフト決定においてさらにアセスメント・明確化するとともに、今後の監視においてこの点に関するあらゆる関連動向を慎重に考慮するよう要請する（監督と救済に関するセクションも参照）。

3.1.2 必要性と比例性

(67) EDPB は、コミュニケーションデータ（内容及びメタデータ）へのアクセス、並びに銀行・税務データ等のその他のカテゴリーの保護対象機密情報へのアクセスには、原則として事前の司法承認が必要である点を肯定的に評価する。

(68) コミュニケーションデータへのアクセスに関しては、EDPB は、電話傍受法及び連邦最高裁判所の判例に基づき、当該措置が例外的なものとみなされ、その必要性と比例性を確保するための厳格な条件が課されていることを歓迎する[56]。さらに、濫用の可能性に対する予防措置として、ブラジルの法律は、司法の許可なく、

---

[50]連邦最高裁判所 ADI 6649 判決（2022 年 9 月）を参照。

[51]決定案のドラフトの前文 10 を参照。

[52]決定案のドラフトの前文 30 及び 31 を参照。

[53]欧州議会及び理事会指令（EU）2016/680（2016 年 4 月 27 日）犯罪の防止、捜査、発見又は追訴、又は刑事罰の執行を目的として、管轄当局によるパーソナルデータの処理に関する自然人の保護、並びに当該データの自由な移動について、及び理事会枠組み決定 2008/977/JHA を廃止するもの（OJ L 119, 2016 年 5 月 4 日, p. 89）。

[54]連邦最高裁判所判決 ADI 6649（2022 年 9 月）を参照。

[55]司法・公安省宛て ANPD 技術ノート第 29/2024/FIS/CGF/ANPD 号、5.4.1.29 項を参照。入手先：SEI/ANPD - 0132350 - Nota Técnica。

[56]決定案のドラフト前文 169 及び 170 を参照。

または法律で認められていない目的でコミュニケーションを傍受することを犯罪とし、最高 4 年の懲役刑を科すことを定めている[57]。

(69) 通信データへのアクセスに関する保護措置の厳格な実施は、ブラジルにおいてインターネットプロバイダ及びオンラインアプリケーションプロバイダが接続ログを 1 年間保存する一般的なデータ保持義務が存在することを踏まえると、特に重要である。[58] 欧州データ保護委員会（EDPB）は、保存データのアクセスが司法の許可を条件とする点（[59]）を肯定的に評価する一方、EU におけるコミュニケーションメタデータの一般的かつ無差別な保存に対する厳格なアプローチと制限（[60]）を想起し、同国における大量データ保存の不在に関する欧州委員会の追加情報（ ）を肯定的に評価する。したがって欧州データ保護委員会は、ドラフト決定案の監視・審査過程において、ブラジルにおける通信データへのアクセスに関する法的枠組みと実務に特に注意を払うよう欧州委員会に促す。

(70) EDPB は、法執行機関による税務・銀行データへのアクセスについても、同様の保護措置が適用されていることを肯定的に評価する。具体的には、事前の司法承認の要件、重大犯罪に限定された許可、濫用時の刑事罰の存在などが挙げられる。

(71) 決定案によれば、法執行機関による特定の個人データカテゴリーへのアクセスについては、事前の司法承認という一般的な要件から例外が設けられている[61]。犯罪組織及び刑事捜査に関する法律第 15 条及び第 16 条に基づき、警察署長及び検察庁は、司法承認なしに被調査者の登録データにアクセスできる。対象は「選挙裁判所、電話会社、金融機関、インターネットプロバイダ、クレジットカード管理者が保持する、当該人物の個人資格、所属及び住所」である。[62] 同様に、運輸会社は、裁判官、検察庁、警察署長に対し、予約及び旅行記録のデータベースへの直接かつ恒久的なアクセスを 5 年間許可する。[63]

(72) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、犯罪組織及び犯罪捜査に関する法律の適用範囲が、市民及び社会に重大なリスクをもたらす組織犯罪集団及びテロ組織の捜査・制裁に限定されている点を指摘する。こうした組織は、プライバシー及びデータ保護に関する基本的権利へのより深刻な干渉を正当化できる可能性がある[64]。同時に、EDPB は、決定案のドラフト前文 164 項に規定されたこれらの例外に関する情報が非常に一般的で不十分であると考えている。特に、決定案の情報からは、そのような場合において個人データへのアクセスが必要性と比例性の事後的な司法審査の対象となるかどうかが明確ではない。

(73) この点を踏まえ、EDPB は欧州委員会に対し、ドラフト決定において、法執行機関によるデータアクセスが司法認可を必要としない事例の範囲と性質、ならびにブラジル法における適用される保護措置について、さらに

---

[57]同上。

[58]決定案のドラフト前文 173 を参照。

[59]同上。

[60]データ保持に関する詳細は、EDPB 声明 5/2024「効果的な法執行のためのデータアクセスに関するハイレベルグループ勧告について」を参照のこと。入手先：https://www.edpb.europa.eu/system/files/202411/edpbstatement20241104ontherecommendationsofthehlg_en.pdf。

[61]決定案のドラフト前文 164 を参照。

[62]犯罪組織及び犯罪捜査に関する法律第 15 条を参照。

[63]犯罪組織及び犯罪捜査に関する法律第 16 条を参照。

[64]欧州司法裁判所（CJEU）2020 年 10 月 6 日判決、併合事件「La Quadrature du Net 他」C-511/18 及び C-512/18、EU:C:2020:791、95-98 項、2018 年 10 月 2 日判決「Ministerio Fiscal」C-207/16、EU:C:2018:788、54、57 及び 60 項、2021 年 3 月 2 日付判決、Prokuratuur（電子コミュニケーション関連データへのアクセス条件）、C746/18、EU:C:2021:152、35 項を参照。

明確化と説明を求める。EDPB はまた、欧州委員会がドラフト決定の監視過程において、ブラジル法下でのこれらの例外規定の適用に特に注意を払うべきであると考えている。

3.1.3 データのさらなる利用と第三国への転送

(74) EDPB は、EU/EEA からブラジルへ移転された個人データに付与される保護水準が、ブラジル国内または第三国の取得者によるデータのさらなる利用や共有によって損なわれてはならないことを想起する。すなわち、EU 法の下で提供されるものと本質的に同等の保護水準が継続的に確保される場合にのみ、転送が許可されるべきである。

(75) この点に関して、EDPB は、ブラジル連邦最高裁判所が、公的団体間（法執行機関及び情報機関間を含む）の個人データ共有には以下が前提条件であると判断したことを肯定的に評価する：(1) データ処理の正当かつ具体的かつ明示的な目的の定義、(2) 処理が通知された目的と整合していること；(3) 共有を通知された目的達成に必要な最小限に制限すること；ならびに公共部門との整合性が認められる範囲で、LGPD が定める要件、保護措置及び手続きの完全な遵守が求められる。[65]

(76) ブラジル最高裁によるこの重要な判決にもかかわらず、前述の複雑性を考慮すると、法執行機関に対する LGPD の適用範囲と方法については、EDPB は欧州委員会に対し、この分野の動向と実務を注視するよう要請する。

(77) 第三国の刑事法執行機関への個人データの転送に関しては、決定案は LGPD 第 33 条(III)を参照している。同条は「情報機関、捜査機関、検察機関の公的団体間の国際的な法的協力に必要な場合、国際的な法的手段に従って」国際的なデータ転送が行われることを定めている。[66]EDPB はこの説明が過度に一般的であると考え、委員会に対し、決定案において転送を規制する条件と保護措置についてさらに詳述するよう要請する。

3.1.4 監督と救済

(78) EDPB は、プライバシー権及びデータ保護権へのいかなる干渉も、裁判官または他の独立機関（例：行政機関、議会機関）によって提供されるべき、効果的かつ独立・公平な監督システムの対象となるべきであることを想起する[67] 。

(79) また、欧州委員会が説明したブラジルにおける枠組みでは、刑事法執行当局の活動は異なる団体によって監督されていると指摘する：(i) 司法機関、(ii) ANPD、(iii) 検察庁である。

(80) 司法統制は、前述の「必要性と比例性」の節（[68] ）で説明した通り、個人データの収集とアクセスに関して適用される。特に事前審査と事前承認の形で適用される。

(81) 本意見書の 3.1.1 項で既に説明した通り、ANPD の役割に関して、十分性認定は LGPD 第 4 条(III)に基づき、以下の目的のみのために行われる個人データの処理には適用されないことを想起する：(i) 公共の安全、(ii) 国防、(iii) 国家安全保障、(iv) 犯罪の捜査及び訴追。さらに、第 4 条(I)項は、こうした処理は特定法令によって規律されると規定している。この特定法令は、とりわけ、LGPD で概説

---

[65]決定案のドラフト前文 187 を参照。

[66]同上。

[67]監視措置に関する欧州基本保証に関する勧告 02/2020 2020 年 11 月 10 日採択

https://www.edpb.europa.eu/sites/default/files/files/file1/edpb_recommendations_202002_europeanessentialguaranteessurveillance en.pdf

[68]上記 3.1.2 項を参照

されている防御の一般原則及びデータ対象者の権利を包含しなければならない。同条第 3 項は、これらの目的のみのために実施される場合における第 III 項の例外に関して、ANPD（国家データ保護庁）に助言的役割を認めている。具体的には、ANPD が技術的意見や勧告を発行する権限、および関連する管理者から DPIA（データ保護影響評価）を要求する権限が挙げられる。

(82) 委員会は決定案[69] において、2022 年 9 月 15 日付の連邦最高裁判所による重要な決定を参照している。同決定は、公共サービスの提供を目的とした国家による個人データの処理にも、一般データ保護原則及びデータ対象者の権利が適用されることを示している。この判決は、行政機関・団体間の「個人データの共有」及び情報活動における共有、並びに「政府機関・団体による国民基本登録簿へのアクセス」に焦点を当てている。ANPD の執行機能に関して、欧州データ保護委員会（EDPB）は欧州委員会から提供された追加情報から、ANPD が既に警察及び司法・公安省に対して当該機能を執行していることを理解している。これは判例法に基づき実施されたもので、一般原則及びデータ対象者の権利の適用を法執行目的の処理に部分的に拡大することで、ANPD にこの分野における法の監督及び執行責任も課している。

(83) 以上の点を踏まえ、EDPB は欧州委員会に対し、特に法執行機関に対する関連法的根拠及び調査・是正権限に関して、ANPD の執行役割についてさらに詳細を明らかにするとともに、この分野の動向を注視するよう要請する。

(84) 最後に、EDPB は、検察庁の権限がデータ保護・プライバシー規則の監督や基本権侵害への制裁適用に限定されない点を指摘する。例えば、本意見書 3.1 項 で既に説明した通り、犯罪組織及び刑事捜査に関する法律の下では、検察庁は司法許可なしに被捜査者の登録データにアクセスできる当局の一つである。したがって、EDPB は、ブラジル法執行機関によるパーソナルデータの処理の監督に関連して、検察庁の役割と権限について、決定案においてさらに詳細に説明するよう委員会に要請する。

(85) 救済措置に関しては、本意見書の第一部で述べた法的メカニズム、特にデータ保護及びプライバシーの権利を執行するために個人が利用可能な司法救済措置が、刑事法執行団体の活動に関しても適用されることを EDPB は肯定的に評価する。

3.2 国家安全保障目的におけるブラジル公的機関によるアクセス及び利用

3.2.1 LGPD 第 4 条(III)の適用除外範囲及び国家安全保障に対する犯罪行為への適用性

(86) 欧州委員会が紹介した通り、LGPD 第 4 条(III)は、個人データの処理において「国家安全保障」を LGPD の適用から除外する。これには公共の安全、国防、犯罪の捜査及び訴追活動も含まれる。

(87) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、2021 年 9 月 1 日付法律第 14.197 号（刑法改正及び 1983 年国家安全保障法廃止）[70] に規定されるブラジルの「国家安全保障（Segurança Nacional）」に関する法令が、国家の完全性に対する様々な脅威に対処する犯罪行為の網羅的リスト[71] に基づき、ブラジルの国家安全保障概念を表現していることを指摘する。（国家主権、スパイ行為（第 350-K 条）、

[69]決定案のドラフト前文 187 を参照

[70]2021 年 9 月 1 日付法律[第 14].197 号、https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2019-2022/2021/lei/l14197.htm (2026 年 10 月 2 日) で閲覧可能。

[71]決定案のドラフト前文 200 を参照。

民主的な機構に対する犯罪（第 359-L 条）等）。第 14.197 号法の規範は、ブラジル刑法典の不可分の一部として制定されている。

(88) 以上を踏まえ、EDPB は、ブラジル当局による法律第 14.197 号に規定された犯罪の起訴を目的としたデータ処理が、本意見書第 3.2 章で説明される刑事法執行目的におけるブラジル当局のデータアクセス・利用に適用される制度によって規律されることを期待する。したがって、本意見書第 3.1 章で述べられたデータ保護に関する考慮事項と同様の考慮が求められる。したがって、EDPB は委員会に対し、ドラフト決定において、法律第 14.197 号に列挙された刑事犯罪の起訴に関連するデータ処理が、実際に法執行活動に適用されるデータ保護制度によって規律されるのか、それとも別の制度によって規律されるのかを明確にするよう求める。後者の場合、EDPB は委員会に対し、国家安全保障を目的としたこれらの犯罪の刑事起訴に適用されるデータ保護規則について、さらに説明するよう要請する。

3.2.2 国家安全保障に関する法的枠組み

(89) 政府による「国家安全保障目的」のアクセスに関する章において、決定案がその見解の根拠とする成文化された法的枠組みは、2021 年法律第 14.197 号、1999 年 12 月 7 日法律第 9.883 号（ブラジル情報システムを設立）、及び関連する 2002 年政令第 4.376 号で構成される。後者の二つの法令は、ブラジル情報システム（Sistema Brasileiro de Inteligência：SISBIN）とその機能を規定している。これに続くのは、2016 年の大統領令第 8793 号（[72]）であり、これは国家情報政策（いわゆる *Política Nacional de Inteligência*：PNI）を定義するものである。さらに 2018 年の LGPD（一般データ保護法）もこれに続く。

(90) 2016 年大統領令第 8793 号は、PNI の対象、目的、限界を規定している。本法令に基づく活動は、国内または国外で発生し、意思決定プロセス、政府の行動、社会および国家の安全保障に即時的または潜在的な影響を及ぼす事実や状況に関する知識を、所管当局に提供・普及させることを目的とする。この文脈における情報とは、この分野における行政機関の意思決定プロセスを支援するために必要かつ処理される情報（およびデータ）の総体を指す。

(91) 委員会が提示した SISBIN の法的根拠によれば、SISBIN 及びその事業体は国家安全保障計画（PNI）実施の中核的機構として設置され、国家安全保障分野、公共の安全・治安、民主的機構の保護に関連する活動を実施する責務を負っている。この目的のため、SISBIN は知識の共有と活動の統合的計画をプロバイダしている[73]。したがって、SISBIN の活動に照らしたブラジルの国家安全保障の概念は、法律第 14.197 号で規定された犯罪行為のみに限定されず、より広範な国家情報概念の統合的要素とみなされる可能性がある。

(92) SISBIN は当初、13 の省庁を含む 18 の連邦事業体で構成され、その後 2023 年 9 月 6 日付政令第 11.693 号（SISBIN の組織と機能に関するもの）により、48 のいわゆる機関に拡大された[74]。欧州データ保護委員会（EDPB）は、SISBIN 内の協力体制が、科学省（第 4 条(IV)）、農業省（第 4 条(XV)）、エネルギー省（第 4 条(XVIII)）、連邦検事総長（第 4 条(XIX)）といった伝統的な治安機構以外の事業体も統合している点を指摘する。

---

[72] 決定案のドラフトの前文 199 を参照。

[73] 大統領令第 8.793 号第 5 条は、SISBIN 及びこれに統合された機関、SISBIN 内での知識交換、並びに SISBIN 構成員間の協力に関する統合計画を、PNI を実施するための手段として挙げている。

[74] 決定案のドラフト前文 202 を参照。

(93) 一方、2002 年政令第 4.376 号は、ブラジル情報システム諮問委員会に対し、SISBIN 内における「知識と通信」の交換に関する一般的な標準と手順を提案するよう求めている。[75] [76]2023 年政令第 11.693 号は、SISBIN の中央機関が情報データ及び知識の共有のための技術的ツールを策定することを規定し、SISBIN 事業体が取得したデータの共有及び利用について記述している。しかし、委員会の決定ドラフトは、中央機関が発行した規則や法的標準、例えば SISBIN 事業体が相互に個人データを共有する場合などについての追加情報を一切提供していない。

(94) さらに、情報の機密性に関する概念にも差異が認められる。SISBIN の活動を規定する関連法では、機密性は情報に付与される機密等級に関連付けられている[77] 。また、目的限定の原則についても、GDPR の一般原則と比較すると差異がある[78] 。

(95) 前述の通り、SISBIN の設立及び国家情報政策の策定後に制定された LGPD 第 4 条(III)(a)～(c)は、公共の安全、国防及び国家安全保障の目的のみで行われるデータ処理活動を、確立された一般データ保護原則を除き、LGPD の適用から除外している。

(96) 欧州委員会が決定案で強調したように、ブラジル憲法の包括的枠組み及び米州人権裁判所への参加は、国家情報目的での政府アクセスに関する法的枠組みに関わる。欧州データ保護委員会（EDPB）も、ブラジル連邦最高裁判所の判決が法的環境の定義において重要な役割を果たしてきたことを認めている。[79] これまでの最高裁判決は、ブラジル憲法に基づく個人情報保護のさらなる発展に対し、簡潔かつ適切な指針を提供してきた。同時に留意すべきは、最高裁判決がパーソナルデータの処理に関する一般的・抽象的なデータ保護規則を明示・規定するものではなく、憲法及び LGPD の規定と原則を解釈するものである点である。

(97) [80]欧州データ保護委員会（EDPB）は、国家安全保障に関する事項の定義において各国に広範な裁量権が認められており、これによりパーソナルデータの処理における国家安全保障上の例外が許容される事実を認識している。この文脈において、欧州人権裁判所が示した定義を想起する。すなわち、国家安全保障に対する脅威は、その性質、深刻度、及び具体的状況において、公共の安全に対する一般的なリスクや重大な犯罪行為と区別されなければならないとされている。

(98) 欧州データ保護委員会（EDPB）の見解では、SISBIN 事業体が処理するデータが LGPD 第 4 条(III)項に基づく免除の恩恵を受けるのは、その処理が公共の安全、国防及び国家安全保障の目的のみのために行われる場合に限られる。これは特に SISBIN の中央機関であるブラジル情報庁（ABIN）の活動に適用されるようだ。したがって、SISBIN の事業体がこれらの目的のために ABIN に代わって行動しない限り、LGPD は完全に適用される。

(99) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、欧州委員会に対し、この解釈を確認するとともに、ドラフト決定において、ブラジル法における国家安全保障の概念の概要、特に SISBIN の活動に関連する事業体間および事業体によるデータの収集・共有、ならびに PNI の実施に関して、より正確に記述・説明するよう要請する。これに関連し、EDPB は欧州委員会に対し、国家安全保障目的による LGPD の適用除外が、GDPR における国家安全保障の適用除外とどのように関連するかも明確化するよう要請する。

---

[75]政令第 4.376 号第 7 条(II)を参照。

[76]https://www.planalto.gov.br/ccivil03/ato2023-2026/2023/decreto/d11693.htm（2025 年 9 月 26 日）で閲覧可能な第 10 条(XI)を参照。

[77]2016 年政令第 8.793 号、政令第 11.693 号、決定案の前文第 204 項を参照。

[78]正当かつ特定の目的に関する LGPD 第 6 条(I)を参照のこと。一方、GDPR は合法かつ特定された目的を要求している。

[79]決定案のドラフト前文第 203 項を参照。

[80]欧州人権裁判所、Big Brother Watch 他対英国、2021 年 5 月 25 日、§ 350。

3.2.3 転送と国際協定

(100) LGPD第33条は国際データ移転の前提条件を定義している。LGPD第33条(I)及び(II)は、GDPRにおける十分性認定や追加的保護措置の要件に類似した要件を定めている。これらの要件は、LGPD 第33条(III)、(VI)、(VII)において免除される。これらは「情報機関間の法的協力」、「国際協力協定に基づく義務履行のための移転」、「公共政策の実施または公共サービスへの法的帰属に必要な移転」、すなわち国家安全保障および国家情報活動に関するケースを扱うものである。この決定は、LGPD 第 4 条(III)の概念に沿ったものと見受けられる。同条は、公共の安全、国防、国家安全保障に関する事項については、LGPD の適用をその原則のみに限定している。したがって、国家情報目的の第三国移転は、LGPD のデータ保護一般原則に準拠しつつ、PNI 及び SISBIN を定める法令に規定される国際協力に関する規定にも従うべきと解釈できる。

(101) とはいえ、欧州データ保護委員会（EDPB）は、ブラジルが協力目的または前述の統合的安全保障概念に基づく脅威の防止・識別を目的とした PNI の実施に向け、外国情報機関への個人データ提供を必要とし、実際に提供している事実を認めている。

(102) 前述の通り、欧州委員会は、SISBIN 内における個人データ保護に関して、ブラジル憲法の包括的枠組み及びハベアス・データの保障が適用されることを指摘する。これらは国家安全保障を目的とした第三国への転送にも適用される。EDPB は、委員会に対し、国家情報目的で外国パートナーに個人データを開示する前に、ABIN 及び その他の SISBIN 構成機関が考慮すべき法的根拠及びデータ保護上の安全措置・条件について、さらなる明確化を求める。

(103) EDPB はまた、欧州委員会がブラジルと第三国または国際機関との間で締結された国際協定の存在に関する考察を、その十分性評価に組み込まなかったことを指摘する。LGPD は一般的なデータ保護原則を超える拘束力のある立法を提供していないため、こうした協定は ABIN または他の SISBIN 構成機関が保有する個人データの第三国への国際移転に関する特定の規定を定めている可能性がある。欧州データ保護委員会は、国家情報目的で第三国との二国間または多国間協定を締結することは、適用されるデータ保護の法的枠組みに影響を与える可能性が高いと考える。

(104) したがって、欧州データ保護委員会（EDPB）は、欧州委員会に対し、国家情報目的のための国際協定が存在するかどうかを明確化し、主に国家情報目的のデータ処理に関する法的枠組みに関連して、欧州経済領域（EEA）からブラジルへ移転される個人データに提供される保護水準に対する潜在的な影響を評価するよう要請する。

3.2.4 監督と救済

(105) 本十分性認定案は、ブラジル国家安全保障当局の活動を監督する異なる団体を提示している。具体的には、(i)行政府、(ii)立法府、(iii)ANPD、(iv)司法府である。ANPD に関しては、EDPB は本意見書第 3.1.4 項における考察と結論を想起する。これらは本項においても有効である。

(106) 決定案によれば、政府評議会の対外関係・国防委員会が国家警察情報機関の実施を監督し、機関保安局が連邦情報活動の調整を担当する。EDPB は、この監督が情報システムの達成目標とその実施の確保にのみ関わり、調査権限や制裁権限を含まず、パーソナルデータの実際の処理をカバーしていない点を指摘する。

(107) 実際、情報活動に関する統制（その正当性と有効性を含む）を行使するのは、情報活動統制合同委員会（CCAI）（立法府）である。EDPB は、CCAI の構造と権限が強化され、その活動の透明性が高まり、事後審査、監査、進行中の作戦統制などの適切な統制を行使できるようになったことを歓迎する。

また、CCAI が基本的人権及び保障の侵害に関する苦情調査の権限の一環として、データ対象者の苦情を処理できる点も評価する。

(108) 司法機関が公的機関に対する市民の訴訟を審理する権限は、特に国家安全保障の名の下に行われる活動に対する司法監視を可能にし、 の憲法上の権利（データ保護権を含む）や LGPD への準拠を確保する点で、肯定的な側面である。EDPB は、連邦最高裁判所をプロバイダとして、最終的には米州人権裁判所への上訴の道が設けられていることを肯定的に評価する。

(109) EDPB の理解では、情報活動においてデータ対象者には以下の権利がプロバイダとして保障されている：(i) LGPD に規定された権利（2022 年 9 月 15 日付連邦最高裁判決の結果として）(ii) 憲法上の救済手段であるハベアス・データを通じて個人データへのアクセス及び訂正を求める権利、並びに(iii) 物的・非物的損害に対する補償を受ける権利が認められていると理解している。

(110) EDPB は、こうした権利の存在、司法・行政メカニズム（特に CCAI）を通じて行使可能であること、そして国籍を問わず全ての個人がこれらの救済手段を利用できる事実を歓迎する。

4. ドラフト決定案の実施と監視

(111) 本ドラフト決定案の監視及び見直しに関して、欧州データ保護委員会は欧州司法裁判所の判例法に基づき、「第三国が確保する保護水準は変化する可能性があることを踏まえ、欧州委員会は（GDPR 第 45 条に基づく）十分性認定を採択した後、当該第三国が確保する保護水準の十分性に関する判断が、依然として事実上及び法律上正当化されるかどうかを定期的に確認する義務を負う。いずれにせよ、証拠がその点について疑念を生じさせる場合には、このような確認が必要である」[81] 。

(112) 欧州データ保護委員会（EDPB）は、GDPR 第 45 条(3)に基づき、十分性認定の見直しが少なくとも 4 年ごとに実施されることを確認する。[82]

(113) EDPB は、決定案の前文 230 において、欧州委員会とブラジル当局が実施する、十分性認定の機能に関する見直しを目的とした会合への EDPB の参加が規定されていることを歓迎する。将来の定期的な見直しの準備および手続きにおける EDPB およびその代表者の実質的な関与に関しては、EDPB は、関連文書（書簡を含む）は、見直しに十分前に書面で EDPB と共有されるべきであることを改めて強調する。

欧州データ保護会議を代表して

議長

（アヌ・タラス）

[81]欧州司法裁判所（CJEU）シュレムス I 判決、76 項。決定案ドラフト第 3 条(4)も参照のこと。

[82]決定案の序文 229 及び第 3 条(4)を参照。